

【表紙】

| | |
|---------------------------|----------------------------|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年7月1日 |
| 【会社名】 | 三井不動産株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsui Fudosan Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菰田 正信 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3246)3055 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部文書グループ長 崎山 隆央 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3246)3055 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部文書グループ長 崎山 隆央 |
| 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 平成25年2月4日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 平成25年2月12日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 平成27年2月11日 |
| 【発行登録番号】 | 25-関東9 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 200,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 190,000百万円 (190,000百万円) |

(注) 発行可能額は、券面総額の合計額(下段()書きは発行価額総額の合計額)に基づき算出した。

| | |
|------------|--|
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年7月1日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 発行登録書の参照情報となる書類が、新たに提出されたことによる。 (訂正内容については本文参照) |
| 【縦覧に供する場所】 | 三井不動産株式会社関西支社 (大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

【訂正内容】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成25年2月4日に提出した発行登録書の参照書類とする。

尚、上記書類については金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出している。